

錦江町監査公表 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して補助金交付団体等に関する監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 5 年 2 月 21 日

錦江町監査委員 中村 貢
同 浪瀬 亮祐

補助団体等に関する監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して補助金交付団体等に関する監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の実施期間 令和 5 年 1 月 18 日（水）～19 日（木）の 2 日間
- 3 監査の実施場所 本庁 3 階監査委員室、支所 1 階会議室
- 4 監査を行なった委員 中村 貢、浪瀬 亮祐
- 5 監査対象団体名（事業名）及び所管課
 - （1） 地域づくり事業補助金・城元地区公民館（政策企画課）
 - （2） 地域づくり事業補助金・大原地区公民館（政策企画課）
 - （3） 小規模農地整備事業（産業建設課）
 - （4） 県中学校音楽コンクール出場補助及び
県中学校総合体育大会出場補助（教育課）
 - （5） 町農林技術連絡協議会運営補助（産業振興課）
 - （6） 南隅地区観光連絡協議会負担金（観光交流課）
- 6 監査の着眼点
 - （1） 補助金等を交付する所管課
 - ア．補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財産援助の決定は目的に沿ったものであり、また公益上の必要性は十分か。
 - イ．補助金交付要綱は整備されているか。
 - ウ．補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
 - エ．補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
 - オ．補助金等交付団体への指導監査は適切に行われているか。
 - カ．補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体等

- ア. 事業計画書、予算書及び決算諸表等と、所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書と符合するか。
- イ. 補助金交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ. 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ. 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ. 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。

(3) 事業を実施する所管課

- ア. 事業は、計画及び予算に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- イ. 事業効果として、今後の展開や改善が伺える結果となっているか。
- ウ. 今年度（事業実施の翌年度）、その効果がどのように表れているか。
- エ. 今後の事業展開をどのように考えているのか。
- オ. 関係書類は整理されているか。

7 監査の実施内容

所管課においては補助金等の交付に係る関係書類を、財政援助団体においては、事業内容が分かる書類（総会資料、事業計画書、見積書など）及び収支決算書、通帳、領収書を、支援事業実施課においては、事業計画書及び実績書、事業効果説明資料をもとに、各課、団体等から事業概要、目的、補助金交付要綱の設置状況、事業実績、収支決算書等について説明を受け、交付申請書等の関係書類、出納簿、通帳、領収書等の確認を行ない、担当者及び関係者の意見を聴取した。

8 監査結果と意見

今回監査を実施した各団体等については、一部の団体において不明瞭な会計処理が認められた。

各財政援助団体等について、次のとおり意見を付す。

(1) 地域づくり事業補助金（城元地区公民館）

前年度からの繰越額が大きいことに加え、補助金申請の時期が年度末間近で、それにもかかわらず上限額の47万円を申請し交付されており、繰り越しありきであることについては、補助金の性質上、問題があると言わざるを得ない。

また各自治会からの会費を預かってから入金に至るまでに、相当な期間が空いているなど、会計管理においても、ずさんな面が見られた。

公金を用いて運営にあたる以上、疑念を持たれることがないように、自覚を持って取り組んでいただきたい。

(2) 地域づくり事業補助金（大原地区公民館）

城元地区と同様で、補助金の申請時期が遅く、また、一部の支出を自費で立て替えるなど、公的な団体を運営する上で、不適切な状況が見られた。また、各自治会から集めた会費の入金を、預かってから1年近くがたった後に入金するなど、管理が甚だずさんであると言わざるを得ない。

公金を取り扱っているという強い自覚のもと、運営に取り組んでいただきたい。

(3) 小規模農地整備事業

令和3年度から新規に始まった事業で、当該年度においては3名が補助を受けて、高低差のある農地の畦畔除去等を実施している。

受益者が重機等を所持せず、業者に委託して整備を行った場合、相当に費用がかさんだという事業結果から、翌年度（令和4年度）には新たに「農地整備事業」（重機等借上料の9割以内、100万円上限）を設置するなど、見直しに基づく事業展開を迅速に行っている。

今後は、より一層の周知徹底を図り、更なる活用を促されたい。

(4) 県中学校音楽コンクール出場補助及び県中学校総合体育大会出場補助

まず、音楽コンクール出場補助については、確認し得る範囲で平成18年度から一貫して、5万円の定額で補助がなされているが、その額の根拠に乏しく、また今日までの間、消費税は2度に渡り増税され、昨今は物価高騰の状況にもあり、時流や諸々の情勢への配慮に乏しい。

次に、県中学校総合体育大会出場補助については、内規として7割を補助するとされているが、そもそも総事業費が低額であり、補助金の意味合いが薄くなっている。

一生懸命、部活動や競技に取り組んで大会出場を勝ち得た生徒、諸事情により部活動等はできないが、大舞台にチャレンジする機会を得た生徒など、背景は様々であろうと考える。いずれにせよ、頑張る子ども達を応援する町として、また、ふるさと納税を通じて子どもの育成を応援してくださる方々がおられることも踏まえて、それぞれの補助率、補助額の見直しを、前向きに検討されたい。

(5) 町農林技術連絡協議会運営補助

令和3年度決算において、補助額を上回る繰越金が生じているが、毎年慣例的に行っている、会員向けの団体研修に係る経費が予算の6割を占めており、コロナ禍においてその研修が中止となったことが要因である。

このことから、補助金をより効果的に活用できるように、また、会員がそれぞれの分野での課題解決や資質向上などに活用できるものとなるよう、事業内容の見直しを図られたい。

(6) 南隅地区観光連絡協議会負担金

本協議会は、本町と南大隅町の2町で構成する組織で、各町が支出する50万円ずつの負担金を基に運営されている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、イベント等が開催できず計画どおりに予算が執行されていなかったが、繰越金については今後において、観光案内標識の点検・修繕費用に充当する旨、確認をした。

今後、当協議会は、指宿市を含めた新たな枠組みの組織に移行する計画であるとのことだが、これまで当協議会において設置した観光案内標識や自転車といった財産の維持管理は、これまでどおり2町で行うことになるものとする。保険代等も含めてそれなりの費用を要するので、将来的になるべく負担が残らない形とされるよう、協議会において十分に検討していただきたい。

9 結び

各種補助団体の運営にあっては、誰が見ても疑いようなない適切な予算管理、予算執行に努めていただきたい。併せて、補助金交付要綱第3条の規定に基づき、3年ごとに事業内容や効果等について見直しを行っていただきたい。

また、各種補助金における補助額や補助率については、交付する側においても、機械的に例年どおりとせず、申請の時期に応じた査定や、社会情勢などを踏まえた上での補助率等の見直しを、適宜行っていただきたい。

負担金による協議会の運営については、「これだけの予算があるからこれをしよう」ではなく、効果が見込まれる事業計画に基づく予算額、負担金額となるよう、組織内での検討を十分になされたい。